

公益財団法人 日本ライフセービング協会

名誉役員規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の基本規程第2章第2節第3条に定める名誉役員について、その選任の基準、任期等を明確にすることにより、これら本協会に対する功労者を称揚する制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

(名誉会長の選任の基準)

第2条 名誉会長は、下記の基準のいずれをも満たす者の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。

- (1) 本協会の代表理事経験者
- (2) 日本ライフセービング界の発展に著しく貢献があったとして理事会が推挙した者

(名誉会長の任期)

第3条 名誉会長の任期は委嘱の日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(名誉会長への処遇)

第4条 名誉会長は、本協会の行事に出席することができる。

(顧問の選任の基準)

第5条 顧問は、下記の基準のいずれかを満たす者の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。

- (1) 本協会の理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び監事経験者
- (2) 日本ライフセービング界の発展に著しく貢献があったとして理事会が推挙した者

(ライフメンバーの選任の基準)

第6条 ライフメンバーは、以下の基準のいずれかを満たす者の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。

- (1) 本協会の発展、ライフセービングの普及振興に顕著に且つ持続的に貢献した者
- (2) 日本ライフセービング界の発展に著しく貢献があったとして理事会が推挙した者

(顧問及びライフメンバーの任期)

第8条 ライフメンバーの任期は終身とする。

- 2 顧問の任期は委嘱の日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(顧問及びライフメンバーへの処遇)

第8条 顧問及びライフメンバーは、本協会の行事に出席することができる。

(名誉役員の取り消し)

第9条 次の号の一つに該当する者は、名誉役員から取り消される。

- (1) 懲役又は禁固以上の刑に処せられた者
- (2) この法人の名誉を著しく損ねた者

(改 廃)

第 10 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附則 1 本規程は、2018 年 6 月 30 日から施行する。

附則 2 本規程は、内閣総理大臣より公益認定を受けた日から施行する。